

福島町告示第24号

令和8年度及び令和9年度の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第2項及び第167条の11第2項の規定により、令和8年度及び令和9年度において、福島町が発注する物品の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等について次のとおり定める。

令和7年11月21日

福島町長 鳴海 清春

記

第1 資格

1 基本的資格要件

福島町が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者。
- (3) 税金を誠実に納めていることを認められる者。
- (4) 福島町暴力団排除条例に定める暴力団等に該当しない者。

2 契約の種類による資格要件

(1) 物品の購入または印刷物の製造及び業務委託に係る契約

物品の購入または印刷物の製造及び業務委託に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- ア 令和7年12月1日現在において引き続き1年以上その営業を営んでいること。
イ 令和6年12月1日から令和7年11月30日までの間に売上高を有していること。

(2) その他にかかる契約

その他にかかる契約については、前各号に準じて取り扱うものとする。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次の各号のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需の受注にかかる適格組合証明を有するとき。
- (2) 協業組合及び中小企業等協同組合のうち企業組合にあっては、設立の際に競争入札参加資格者であった者が構成員の過半数を占めているとき。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和8年度及び令和9年度とする。

第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加者の資格は消滅するものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者となったとき。
- (2) 政令第167条の4第2項に規定により、競争入札への参加を排除されたとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取消されたとき。
- (4) その他第1の2に定める資格要件のいずれかまたは第1の3の各号に定める要件を欠くに至ったとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請時期

- (1) 令和7年12月10日から令和8年1月30日とする。
- (2) 中小企業等協同組合又は協業組合が経済産業局長の行う官公需の受注にかかる適格組合証明を受けたときは、当該中小企業等協同組合又は協業組合については第1号及び第2号によるほか、当該証明を受けたときとする。
- (3) 企業組合又は協業組合において、その構成員の過半数が競争入札参加資格者であるときは、第1号及び第2号によるほか、当該企業組合又は協業組合が設立されたときとする。
- (4) 特に町長が認めた者にかかる申請時期は、町長の指定する日とする。

2 申請の方法

共同審査システムによる電子申請

北海道市町村入札参加資格共同審査システムにより行うものとする。申請要領や申請書類については、北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト(<https://www.hoctec.info/kyoshin/>)に掲載の申請の手引きを確認することとする。

3 資格審査の再申請及び変更届

- (1) 競争入札参加資格者は、次に掲げる号のいずれかに該当したときは、再度、資格審査の申請をするものとする。
 - ア 競争入札参加資格者の事業または営業が相続、合併、譲渡または会社分割により移転した場合。
 - イ 中小企業等協同組合及び協業組合がその構成員を変更した場合（企業組合を除く中小企業等協同組合にあっては、変更した構成員が競争入札参加資格者である組合員のときに限る。）
- (2) 前号の申請は、共同審査システムによる電子申請の場合は手引きを確認し行うものとする。
- (3) 競争入札参加資格者は、住所、商号又は名称、法人の代表者氏名、組織、実印、電話番号、支店等の名称、主たる事業、支店長名等を変更したときは、競争入札参加資格関係事項変更届を提出するものとする。
- (4) 前号の届け出は、共同審査システムによる電子申請の場合は手引きを確認し行うものと

する。

4 申請の場所

電子申請の場合

北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト

(<https://www.hoctec.info/kyoshin/>)

指名競争入札参加者指名基準

第1 共通的基準

指名競争入札に参加する者は、次に掲げる共通的基準たる要件を満たしていなければならぬとともに、指名にあたっては、契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において地場業者の育成に努めなければならない。

1 経営内容等

指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、契約の履行がされないこととなるおそれがない者であること。

2 法的適正

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするものにあっては、当該許可、認可、免許、登録等を受けている者であること。

3 技術的適正

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は設備を保有する者であること

4 経営規模的適正

指名しようとする時点で、未履行契約高（現に履行中のもの含む。）と、当該指名競争入札に係る予定契約高とを総合して経営規模に余裕があると認められる者であること。

5 地理的適正

履行期限、履行場所、アフターサービス等の契約の内容を勘案し、一定地域内の者のみを対象として競争に付することが有利と認められるものにあっては、当該一定地域内で営業している者であること。

第2 事業別基準

1 工事の請負

工事の請負契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする工事の予定価格に対応する等級以上に格付けされた者であること。

ただし、指名競争入札に付そうとする工事が施工上特殊な専門技術（特許工法等を含む。）を必要とする場合には、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿に登載されている者のうちから等級に関係なく指名することができる。

2 物件の購入

物件の購入契約にかかる指名競争入札に参加する者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- (1) 特殊な物件を購入する場合で、その物件の取り扱いについて実績を有する者であることが必要であるときは、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体との間に当該実績を有すること。
- (2) 物件の購入に際し、銘柄を指定する必要があると認められる場合は、当該銘柄の物件を供給することができること。
- (3) 国等の検定、基準、標準規格等に合格した物件を購入しようとする場合は、当該物件を供給できること。